

具体的な取組			事業の概要					目標管理																
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度							
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）				
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。 経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業 24 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	24 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	- ①65回 ②1,400人	①22回 【64回】 ②305人 【1,391人】	①数値上昇型 ②数値上昇型	C	新型コロナウイルス感染症が収束した為、以前のように対面学習の子どもの参加受入れを増やすことに努めました。 また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。				①25回 【65回】 ②315人 【1,400人】 (23%)	新型コロナウイルス感染症が収束した為、以前のように対面学習の子どもの参加受入れを増やすことに努めました。 また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないで行けるような組みづくりに取り組んでいます。	C	コミュニケーションソーシャルワーカーが実施する学習支援活動については、子どもも学習支援ネットワーク（とこネット）へ引き続き参画し、支援を必要とする子どもをつなげています。 また、地域のニーズや同地域で行われている他団体の活動状況などを確認し、地域団体に移行できる場合は、随時移行していくとともに、活動団体に対し、必要に応じて学習支援活動の運営をサポートしています。			
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業 145 就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことで、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	- 300人	数値維持継続型 367人 【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。				305人 【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。								
⑥母子家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	重点事業 168 ひとり親家庭支援センター事業	子育て支援課	ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	相談件数	9,384件	10,000件	数値上昇型 7,224件 【8,000件】 (72.2%)	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談（離婚前相談）にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたりーフレットを作成した。	B	ひとり親の相談がその場の困りごとを解決する対応となつてしまい、長期的な生活の安定を目指した支援にながついていない。単発に支援策を提供するではなく子どものライフステージを視野に入れた自立支援プログラムを開拓すべく体制の整備を行つ。				7,624件 【8,000件】 (99.1%)	ひとり親家庭のしおり、リーフレット作成・配布、ホームページによる広報を実施した。またひとり親になる前からの相談（離婚前相談）にも力を入れ離婚前の取り決めをまとめたりーフレットを作成した。							
⑦母子家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業 169 養育費に関する取り決め促進事業	子育て支援課	養育費を確保することで離婚後のひとり親世帯の生活安定を目指します。	ひとり親世帯の生活の安定を図るために、公正証書作成や養育費保証などの養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	事業利用者数	- 15件	数値維持継続型 4件 【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離婚前相談から養育費促進事業の周知につながつた。ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの重要性を伝えている。	B	離婚前のガイドブックを利用しながら離婚前相談支援に努める。引き続きHP、セミナーを活用し養育費の取決めの重要性を相談者に伝える。社会情勢も注視しながら専門相談への連携を強める。				3件 【10件】	離婚前のガイドブックを作成。離婚前相談から養育費促進事業の周知につながつた。ホームページ、離婚前セミナー等で養育費取決めの重要性を伝えている。								
⑧母子家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業 170 母子及び父子福祉資金	子育て支援課	ひとり親の経済的自立の援助とその扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	貸付け数	- 60件	数値維持継続型 23件 【40件】	ひとり親支援の相談者に特に将来の子の進学時の資金が必要なことを説明し、事業案内に努めた。貸付後の生活相談も含めて返済計画も行つている。給付型奨学生金も増えたため、相談や貸付金額は減少している。	B	まとめた資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談ができるような体制にする。返済も含めた長期的な相談支援についている。				27件 【40件】	まとめた資金が必要な時に備え、早期に就労相談や家計の見直し等の生活相談ができるような体制にする。返済も含めた長期的な相談支援についている。								
⑨母子家庭への支援	ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定を図ります。 相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業 171 母子家庭等自立支援事業	子育て支援課	資格取得、講座取得を促すひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	事業利用者数	- 18人	数値上昇型 5人 【15人】	ひとり親の生活相談者または離婚前の相談者に対し、子どものライフスタイルによる相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性をどの程度の周知についている。そのための増収を図る資格取得や講座の案内を行つた。	B	長期的にライフスタイルがイメージできるような相談を心掛け、資格取得や講座によるスキルアップの必要性をどの程度の周知についている。そのための増収を図る資格取得や講座の案内を行つた。													

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度			令和6年度				
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑤ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への抱える課題の解消や生活の安定を図ります。	相談支援や経済的支援、自立に向けた支援事業などを行います。	計画事業	173	福祉住宅	福祉総務課	住宅にお困りのひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅にお困りのひとり親世帯の方への福祉住宅の募集戸数	-	20戸	-	0戸【0戸】	福祉住宅の空き状況により斡旋するため、令和5年度の募集実績は0戸。	B	空き状況により引き続き募集を続ける。	3戸【3戸】	福祉住宅の空き状況により斡旋する。	B	福祉住宅の空き状況により斡旋する。
				27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【再掲】	子育て支援課	ひとり親世帯等の子どもの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導・進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	-	100%	数値維持継続型	100%【100%】	週2回開催を標準化した。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心して積極的なかかわりを持てるよう努めた。	B	ひとり親の支援対象にあつた所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。個々の状況に合った安心した居場所づくりに努めた。	100%【100%】	毎週固定した学習支援員を配置し、個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心して積極的なかかわりを持てるよう努めた。	A	学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作成。参加児童たちにとっての安心できる居場所としていきたい。
				34	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）【再掲】	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導・家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一体型ショートケアの延用利用日数	-	100日	数値維持継続型	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮を中心に見守りを行い、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	188日【188%】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を勧めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮を中心に見守りを行い、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとりいれた。ショートケアを経て、母子生活支援施設本入所につながったケースもあった。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援の必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。
				155	母子生活支援施設【再掲】	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	-	20世帯	数値維持継続型	17世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を隨時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時子担当の指導員による面接・心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を隨時行う。入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行った。随時子担当の指導員による心理面接もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める	16世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随时行う。入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングも行い、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随时行う。入所中にできるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活を想定して関係機関との連携を行う。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングも行い、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努める
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	重点事業	174	発達支援相談事業	子ども家庭支援センター	心身の発達に困難を抱く子どもやその家族が、個々の発達に合わせた指導や助言を行うことで家庭が子育てに自信を持ち、安定した生活が送れるよう支援します。（児童発達支援事業）	・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの偏りや障害のある乳幼児の保護者からの発達・療育・訓練・進路等に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関へ連絡・紹介等を行います。・西部子ども家庭支援センターにおいて、心身の発達に何らかの問題や障害、心配のあるお子さん、その家族を対象に、個別や集団での訓練や必要な支援を行います。（児童発達支援事業）	発達相談件数	5,048件	5,200件	数値上昇型	7,430件【6,000件】(142.9%)	行事やイベントは概ね実施できた。個別の専門相談は16日分増設し、サテライト事業として実施した。	A	児童発達支援センターの開設に伴い、新事業の保育所等訪問支援事業を実施し、区民や職員、事業所を対象とした学習会を行っていく。また、個別の専門相談では引き続き、早期の対応をする。	6,885件【5,200件】(132.4%)	児童発達支援センターを開設し、区民や関係機関とのホームページや会議等で設備の周知を行いました。また新たに栄養士を配置し、食育指導や調理体験等を実施し食に課題のある児童の支援を強化することができました。地域支援を担う役割として関係機関向けの学習会を実施しました。	A	個別専門相談の待機期間の減少に努めています。
				175	重度障害者の大学等修学支援事業	障害福祉課	重度障害者の学習する場を支援します。	重度障害者が大学等に修学する際に、大学等の支援体制が整うまでの間、身体介護等を必要とする重度障害者の提供に要する費用を支給します。	-	-	-	-	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業である為、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	-	予算設定が無く、大学から依頼を受けた場合支援する事業である為、目標設定はない。障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図った。	C	障害者福祉のしおり及びホームページ等で事業の周知を図り、修学に身体介護等を必要とする障害者に適切に対応し支援に要する費用を支給する。	
			計画事業	176	発達支援センター（仮称）の設置検討	子ども家庭支援センター	発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を超えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	切れ目のない支援を実現するため、発達に不安や課題を抱えた子どもやその保護者、家族の支援について、所管を超えてコーディネートする専門機関として「発達支援センター」（仮称）の設置を検討します。	-	-	-	-	教育部関係課及び障害福祉課と協議会を設置、近隣自治体への視察等を踏まえ、望ましい複合施設のあり方について検討を進めました。また、図面作成のために職員数や利用者数の算出や適正な部屋数について検討を進めた。	A	教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指す。また、必要物品の割り出しなどより具体的な作業に入ることから、細部にわたり確認を進め。	-	設置された協議会（千川中複合施設プロジェクトチーム）を開催し、設計図面や実務者レベルで検討した運営方法等の情報共有・課題整理を行いました。	A	引き続き、教育センターと担当者レベルの協議を進め、利用者にとって利便性の高い施設運営を目指します。また、教育センターと児童発達支援センターの情報共有のルール等、運営方法の細部を検討します。	
				177	発達障害者相談窓口	障害福祉課	発達障害について、年齢を問わず、当事者、家族からの相談に応じ、相談内容により、適切な機関につなぎます。	発達障害に関して、あらゆる年齢層の当事者、家族からの相談に応じます。相談内容に応じて、適切な機関へ紹介します。	発達障害者相談窓口の相談者数	-	相談者数180人	数値上昇型	217人【190人】	区民向けに広報しまし、X、ホームページ等で窓口・講演会等を幅広く広報し、関係機関向けには支援者がガイドリーフレットの配布等により窓口の周知を図った。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を図った。	A	区民向けに広報しまし、X、ホームページ等で窓口の周知を図り、関係機関と連携会議や研修開催等で連携を強化する。個々の相談者に応じた適切な機関につなげます。	219人【180人】	広報しまし、ホームページ等で明確なニーズのある区民への窓口の周知に努めました。講演会等で潜在的なニーズのある区民への働きかけをし、窓口のPRを図りました。関係部署・機関向けには支援者ガイドリーフレットの配布等により窓口の周知を図りました。あらゆる年齢層からの相談を受け相談内容により関係機関と連携を紹介しました。	A	明確なニーズのある区民へは広報しまし、X、ホームページ等で窓口の周知に努めます。潜在的なニーズがある区民には講演会等を通じ、窓口のPRを図ります。関係部署・機関とは連携会議や研修開催等で連携を強化し、個々の相談者に応じた適切な機関につなげます。

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	186	発達障害者支援ネットワーク会議	障害福祉課	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関で発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行い、各ライフステージを通じて一環した支援ができるようになります。	区内の保健、福祉、教育に関わる関係機関による発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、各ライフステージを通じて一環した支援ができるよう、発達障害者支援に係る課題の検討、情報の共有を行います。	発達障害者支援ネットワーク会議（専門部会含む）の開催	-	2～3回	数値維持継続型	3回 【2～3回】	ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、発達障害者を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会議会員でネットワーク会議および専門部会を開催した。会議では各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討、医療機関見学等を行い連携と支援力の強化を図った。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では大学教授による発達障害に関する講義を行い、ライフステージを通じた切れ目ない支援について意見交換を行う。専門部会では情報交換、事例検討等を通じて切れ目ない支援の実現に向け支援力と連携を図った。	3回 【2～3回】	ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、発達障害者を有する子どもから大人を支援する各部署から選出された会議会員でネットワーク会議および専門部会を開催しました。会議では学識経験者の発達障害に関する講話を受け、各部署が実施する発達障害者支援に関する事業の情報共有、事例検討等を行っており連携と支援力の強化を図りました。	A	発達障害者支援ネットワーク会議では学識経験者による発達障害に関する講義を行い、ライフステージを通じた切れ目ない支援について意見交換を行います。専門部会では情報交換、支援体制づくりのための「地域診断」を通して切れ目ない支援の実現に向け支援力と連携の強化を図ります。
			計画事業	187	障害者サポート講座	障害福祉課	映画上映等も含めた企画の検討や会場や時間の工夫し、区民が関心を持ち、参加しやすい講座します。	区民ひろば等での講座開催	-	20回	数値上昇型	4回 【4回】	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。としま子ども会議と連携し、参加した子ども達にしまテラビ出演してもらい、YouTubeで放映した。	A	引き続き民間事業者など幅広い区民への周知を図る。また子どもなど多くの方にとって、分かりやすいことを意識したサポート講座を実施していく。	4回 【4回】	発達障害者支援事業や障害者団体連合会と連携した講演会を実施したほか、サンシャインシティでの出前講座を実施した。	A	障害者への声掛けや手助け方法など簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座の開催や、サポート方法を収録した動画のYouTube配信を行います。	
			計画事業	188	障害者文化活動推進事業	障害福祉課	障害者に対して文化活動などの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。	障害者アート事業実施回数	-	5回	数値維持継続型	5回 【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」は、センタースクエアでの展示を再開し5日間で783名の来場者があつたほか、オンライン展示も引き続き実施した。まちかど回遊美術館は新たに「サンシャインプリンスホテル」での展示を行った。	A	オンライン展示を継続しながら、展示規模の拡大や新たな展示場所・展示方法を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。	5回 【5回】	障害者美術展「ときめき想造展」は、昨年度に引き続き、センタースクエアでの展示を行いましたが、オンライン展示も引き続き実施した。「ときめき想造展」の受賞作品について、庁舎まるごとミュージアムでの展示を行った。まちかど回遊美術館は新たに「池袋消防署」での展示を行った。	A	「ときめき想造展」について、会場展示とオンライン展示を継続しながら、作品の出品数や来場者数について、展示規模の拡大を模索し、より幅広い層へ障害者美術を鑑賞する機会の提供を図っていく。	
			計画事業	189	余暇活動支援（ほっと・サロン事業）	障害福祉課	就労している知的障害者へ交流の場を提供することにより、就労意欲の増進と就労定着を目指します。	主に一般就労をしている知的障害者を対象に、休日を過ごせる場を提供し、就労の定着を目指します。	コロナ過での安全な活動	-	月2回 年24回実施	数値維持継続型	24回開催（登録者14名） 【年24回】	感染症対策のため中止していた外出行事を再開し、参加者の更なる満足度の向上と心の安定を図った。	A	年間を通して登録を可能とし、区ホームページ等を活用した積極的な周知を行って、参加者の拡充を図ることで、利用者の質の向上を図ることで、利用者の満足度向上につなげることができます。精神障害者対象の余暇活動は、活動内容の周知が十分に行き届かなかったことに加え、体調管理が難しいといった障害特性も影響して、継続的な利用者の確保には至りませんでした。	知的障害者対象とした余暇活動に加え、精神障害者対象とした余暇活動を実施しました。知的障害者対象とした余暇活動については、実施回数を減らす一方で、外出の頻度を高めるなど活動の質の向上を図ることで、利用者の満足度向上につなげることができます。また、精神障害者が参加しやすい活動の実現に向けて、精神障害者対象とした余暇活動は、活動内容の周知が十分に行き届かなかったことに加え、体調管理が難しいといった障害特性も影響して、継続的な利用者の確保には至りませんでした。	B	知的障害者対象とした余暇活動は、年6回実施するとともに、普段の生活では体験できない活動の充実を図り、利用者の満足度向上に努めています。また、精神障害者が参加しやすい活動の実現に向けて、豊島区障害者就労支援センター主催の余暇活動の実施をおとして、より適切な活動形態を模索しています。	
			計画事業	190	就労促進支援事業	障害福祉課	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的イメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけています。	一般就労を希望する障害者の就職準備（履歴書の記入の仕方や模擬面接）や就職定着支援（企業訪問・三者面談など）を行います。就労前準備講座を開催し、企業で働くことの具体的イメージにつながる機会の提供をします。企業実習等を通して、職場体験をし適性な職業を見つけています。	就労前準備講座の開催	-	各年度3～4回程度実施	数値維持継続型	0回 【2～3回】	令和5年度は就労前準備講座の開催しなかった。代わりに、コロナ過で規模を縮小していた庁内実習の参加人数を2人から4人に増やし、年7回開催することで、就労前の実習の機会を多く提供した。また、3月に区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が集まるネットワークとしま会議を4年ぶりに開催し、就労支援機関のネットワークを強化するなど、より効果的な取り組みを実施した。	B	障害者本人に対する支援策を強化するため、就労定着支援講座のあり方を検討し、より就労支援に効果的な取り組みを充実させる。また、地域資源である区内の障害者の就労に関わる支援機関の連携と底上げを図るために、ネットワークとしま会議は毎年開催し、障害者本人を地域全体で支援していく取り組みを推進する。	0回 【2～3回】	「行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップを開催し、就労に対するイメージを膨らませることに寄与するとともに、就職に関する課題解決のための相談機関として障害者就労支援センターの周知を図りました。また、区内事業所や都内特別支援学校、障害者雇用を行う企業など、障害者の就労に関わる機関が参加するネットワークとしま会議やとしま障害者就労フェアを開催し、就労支援機関同士の連携強化を図りました。	A	就労に対するイメージを持ち、将来的な選択肢の幅を広げてもらえるよう、障害のある子どもを対象にした「就労ワークショップ」の開催をいたします。また、ネットワークとしま会議や担当者会、障害者就労フェアを開催し、就労支援機関の連携強化を図り、地域全体で障害者を支援していく体制整備を進めています。
			計画事業	191	日曜教室（つばさCLUB）	生涯学習・スポーツ課	中軽度知的障害のある方が、仲間とともに学びあい交流を深めることで、生活課題の解決や余暇活動の充実を図ります。	日曜教室（つばさCLUB）実施回数	-	15回	数値維持継続型	14回 【15回】	知的障害のある方々の生涯学習活動を充実させるため、月2回全員での活動を再開し、4年ぶりのバスハイクを実施、学外学習の機会も提供した。	B	引き続き月2回、全員での活動を実施する。受講生の意見を取り入れながらプログラムを作成し、主体的な取り組みを行うことで、知的障害のある方の生涯学習活動の充実をより一層図る。	14回【15回】(93%)	知的障害のある方を対象とし、月2回活動を行いました。バスハイクや学外学習の機会も担保し、受講生が主体的に取り組めるようプログラムの工夫をして実施しました。	B	受講生の意見を取り入れながら、月2回のプログラムを実施します。主体的に関われるよう工夫しながら、引き続き知的障害のある方の生涯学習活動の充実を図っています。	
			計画事業	192	チャレンジ雇用	人事課 障害福祉課	障害者を会計年度任用職員として任用し、区の諸機関で職業体験を積ませ、民間企業への就労を容易にします。	①任用人数 ②一般企業等への就職 ③契約年数満了までの就職	-	①3名 ②一般企業等への就職 ③契約年数満了までの就職	①数値維持継続型 ②-	終了					終了			

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑥障害のある子ども・若者への支援	心身に障害のある子ども・若者やその家族の支援を推進します。	相談支援や社会参加を促進する取組を行います。	計画事業	193	マルチメディアディジタルの充実	図書館課	子ども・若者の読書機会を提供します。	通常の本では読書が困難な若者のために、マルチメディアディジタルの活用により、読書環境を整備します。	マルチメディアディジタル等、発達段階に合わせた図書の提供	-	実施	-	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアディジタル： 12（2タイトル増） ・りんごの棚： 333（132タイトル増） ・音の出る資料： 8,432（925タイトル増）	マルチメディアディジタルについては障害の有無に関わらず貸出可能な資料が販売されていないが、寄贈の形で収集できた2タイトルを蔵書に加えることができた。が、りんごの棚の資料や音の出る電子図書館資料については、販売している資料を積極的に収集した。	A	読書が困難な子ども・若者が楽しめる書籍を現物で提供する「りんごのたなスポンサー制度」は2社から計11冊の本の寄贈を受けました。また、りんごのたなに係る資料に関しては積極的に收集を進めることにより蔵書数をより多く増やすことが出来ました。	【各資料蔵書数】 ・マルチメディアディジタル： 12（2タイトル増） ・りんごの棚： 363（30タイトル増） ・音の出る資料： 8,267（165減）	【りんごのたなスポンサー制度】は2社から計11冊の本の寄贈を受けました。また、りんごのたなに係る資料に関しては積極的に收集を進めることにより蔵書数をより多く増やすことが出来ました。	A	読書をサポートするリーディングトラッカーの整備といった、資料の充実とは異なるアプローチで読書が困難な若者への取り組みを進めます。
⑦外国にルーツを持つ子ども・若者への支援	外国にルーツを持つ子ども・若者が豊島区で生活していくための支援を推進します。	日本語教育の機会提供や、多言語で記載された各種情報媒体の作成・配布を進めます。	重点事業	194	多文化共生推進事業	企画課（多文化共生推進担当）	外国にルーツを持つ方を支援する団体等との連携強化を図ります。	外国语等区民への支援の強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等の間のネットワークづくりを支援するとともに連携を図ります。また、外国语等区民へのアンケート調査を行い、施策の検討につなげます。	連携団体数	1件	20団体	数値上昇型	20団体 【20団体】 (100%)	学習院大学が事務局を務め、日本語教室やN P O法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加し、関連団体との各種情報共有、連携強化に向けて話し合いを行いました。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国语等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、令和6年度の新規事業「外国人支援体制の強化」に向けて区内の支援団体との繋がりを広げ様々な意見を取り入れながら進めていく。	23団体 【20団体】 (115%)	区民提案事業「外国人支援体制の強化」として、新たに「外国人相談窓口」を令和6年7月に開設し、多言語での相談に対応するほか、外国人向けのリーフレットやチラシ等を集約して一元的に提供しました。また、専門学校と連携して新たにマーケティングでわかりやすく生活ルールを伝える動画と冊子を作成しました。そのほか、これまで同様、学習院大学が事務局を務め、日本語教室やN P O法人、外国にルーツを持つ区民等で構成する「日本語ネットとしま」に3回参加したほか、区内の外国人支援団体が主催するシンポジウムにも参加しました。	A	引き続き「日本語ネットとしま」に参加し、外国语等区民に対する地域全体の理解を深めていくとともに、新たなコミュニケーション・機関との連携を進めていきます。また、「外国人相談窓口」の周知強化やニーズ把握のため、これまでの繋がりを活かしながら、様々な方々からの意見を聴く機会を設けていく予定です。
			計画事業	195	日本語指導教室	教育センター	学校生活に適応できるようにする。	区立小・中学校に就学している日本語能力が不十分な児童・生徒に、日本語の習得を目的とする授業を行い、学習理解、生活習慣の習得を目指します。その際、児童・生徒の個々の状況に合わせた個別指導を行い、学校生活に適応できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	日本語指導の実施人数	-	-	-	36名	指導者数の減少に伴う新指導体制の構築と安定した指導内容の維持・継続に向けた指導計画を確立した。 教育センターへの児童送迎が保護者の負担となることで、児童への日本語学習に影響が出ないよう、学校への巡回指導の体制を整えた。	B	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	53名	小学校への巡回指導を開始した。そのことにより保護者の送迎負担がなくなったことから新規の申請が増加し、児童については令和5年度のおよそ2倍の入級数となった。	A	小学校への巡回指導を開始し申請数が増えたことから、入級まで1ヶ月以上待機期間が発生することがあった。円滑に指導を開始できるよう、日本語指導教室の体制整備を進めるとともに、指導方法の見直しを行うことを通じ、困っている子どもが早く日本語指導につながる事業を目指していく。
			計画事業	196	日本語初期指導事業	教育センター	学校生活に適応できるようにする。	区立幼・小・中学校に就学する帰国・外国语児童・児童・生徒・保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活に適応できるようにします。 ※令和2年度より事業内容一部変更	通訳者派遣の実施人数	-	-	-	64名	学校からの要請に対し、迅速に派遣した。	A	学校からの申請依頼に対応できるよう体制を整える	97名	通訳が可能な言語を増やし（ミャンマー語）、さらに多様な需要に対応できる体制とした。	A	今後も多様な言語に関する通訳のニーズに迅速に対応できるよう事業を推進していく。
			計画事業	197	外国语の子どもへの学習支援	教育センター	外国语の児童・生徒たちの学習活動を支援するため、必要に応じて、区内の大学や関係機関との連携を図り、個に応じた指導や援助を行います。	外国语の児童・生徒たちの学習活動を支援します。	日本語初期指導 日本語学級 日本語指導加配	-	-	-	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。 大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国语児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も推進する。	5回	日本語指導に関する教員研修の実施をした。 大学と連携し、区立小中学校に在籍する外国语児童生徒を対象とした学習支援を希望者に実施した。	A	今後も継続的に取り組みを行ない、外国语の児童・生徒が学ぶ環境を整えていく。

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
⑨その他配慮が必要な子ども・若者（DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など）への支援	DV、多様な性自認・性的指向の人々等の配慮が必要な子ども・若者支援を推進します。	計画事業	202 女性の専門相談	男女平等推進センター	相談窓口や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を進め、相談を促進し被害の重度化・潜在化の防止を図ります。	女性を対象に、法律に関わる相談、人間関係等に関わるごろの相談、DV被害に関する相談を、それぞれの専門家が予約制にて実施しています。	女性の専門相談件数	-	125件	数値上昇型	106件 【90件（20件、法律、ごろ70件）】 (118%)	専門家による法律相談、ごろ相談を昼夜、夜間に実施しました。DV相談は、夜間に実施しました。	A	専門家による法律、ごろ、DVの各種相談を継続実施します。心的支援を強化するため、ごろ及びDV相談をそれぞれ月1回拡充します。	141件 ・DV37件、法律47件、57件 【125件】 (113%)	令和6年度からDV相談、ごろ相談をそれぞれ月1回ずつ増やすことで、相談件数が増加しています。特にDV相談は、これまでの夜間相談に加え平日の午後に広げ、個々の生活状況に合わせて相談できるようになりました。	A	一般相談との連携を強化しながら、専門家による法律、ごろ、DVの各種相談を継続実施し、相談者の悩みに寄り添い課題解決できるよう支援します。		
		計画事業	203 緊急一時保護	子育て支援課	DV等で緊急に保護の必要のある女性（子）の安全を確保します。	DV被害にあった女性のほか、緊急で保護する必要がある女性の相談を受け、シェルター等で保護を実施し、その後の自立に向けた支援を行います。	保護人数（子含む）	-	80人	数値維持継続型	42人 【60人】	保護の必要のある女性（子含む）に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっています。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながら良い方法を考えいく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り保護者のニーズに合わせた対応を心がける。	55人 【80人】	保護の必要のある女性（子含む）に対して迅速に保護をおこなった。女性センター保護の選択のみではなくニーズに合わせた保護を考えた。生活福祉課と連携し経済的支援と合わせて生活支援を含めた支援を行った。DVでの避難後は自立まで長期の支援になっています。	B	緊急保護を迅速に対応し、その後の自立支援を考えながら良い方法を考えいく。緊急度、危険度にあわせ、できる限り保護者のニーズに合わせた対応を心がける。		
		計画事業	204 多様な性自認・性的指向の人々への理解促進	男女平等推進センター	多様な人々の生き方や考え方で触れ、考える機会を提供することで、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を図ります。	多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、情報を掲載したパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出しを行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。	-	-	-	-	・東京レインボーブラッド2023に 出展 ・人権展示 ①鬼子母神プラス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②まるごとミュージアム「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③ファーマーズマーケット「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ④人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・パートナーシップ制度5周年記念イベント開催 ・区立小中学校教職員向けの人権教育研修「性の多様性」実施	B	・人権展示 ①鬼子母神プラス「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ②エボク10「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ③人権週間「多様な性自認・性的指向に関する啓発展示」 ・上映会の実施 ・当事者やその周囲の方（家族、友人等）が抱える悩みに対し相談ダイヤルを月1回開設予定	-	多様な性自認・性的指向に関する映画の上映や啓発展示等を行うとともに、トランスジェンダーに関する区民向け講座を開催しました。	B	引き続き、多様な性自認・性的指向の人々への差別や偏見の解消を目指して、講座の開催やパネル展示、映画の上映会、関連本の貸出し等を行い、区民等に対する啓発活動に取り組みます。			
		計画事業	205 区立小学校・幼稚園における医療的ケア児に対する教育の充実	学務課	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師を配置します。	区立小学校・幼稚園において、医療的ケアを要する児童・幼児に医療行為を行える体制を整備することで、保護者の付添いを求めず、他の児童・園児と共に教育を受けられる環境を提供します。	必要な児童・幼児のいる小学校・幼稚園への看護師配置数	-	配置人数該当校・園に1~2人	数値維持継続型	2名 【2名】	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員（一部人材派遣）として看護師を配置しました。	A	引き続き必要な児童のいる小学校に看護師を配置します。	2名 【2名】 100%	必要とする小学校2校へ会計年度任用職員として看護師を配置しました。	A	引き続き医療的ケアを必要とする児童生徒のいる区立幼稚園及び区立学校に看護師を配置します。		
		計画事業	134 自殺・うつ病の予防対策【再掲】	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合 ②ゲートキーパー養成数（累積）	-	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6% ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。 ②70% ②3,603人 【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生シャンパンにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①68.6% 〔健康に関する意識調査令和4年度版より〕 ②70% ②3,978人 【3,950人】	①普及啓発：あらゆる年代に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施しました。②相談：大学生が中高生シャンパンにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。		
		計画事業	135 青少年自殺予防対策事業【再掲】	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センター・シャンパンにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行っています。またデータ・サンド・ピチャーワなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	-	200人	数値上昇型	172人 【170人】	〈シャンブ東池袋〉 心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈シャンブ長崎〉 ビジュアルワークによる表現活動を通して自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについて、日ごろの運営のなかでの利用者への周知をしていきます。自己肯定感を高めるために効果的な事業の検討も進めています。	143人 【200人】 (71%)	〈シャンブ東池袋〉 心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈シャンブ長崎〉 ビジュアルワークによる表現活動を通して自己肯定感を高める機会をつくりました	C	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについて、日ごろの運営のなかでの利用者への周知をしていきます。自己肯定感を高めるために効果的な事業の検討も進めています。		
		計画事業	137 DV・データDV防止のための周知啓発事業【再掲】	男女平等推進センター	相談窓口の周知や暴力に対する理解を促進するための啓発活動を行っており、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。外国人被害者や性的少數者の方との相談対応を進めます。	DVやデータDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「データDV予防教室」の実施など、若年層に対してデータDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来的配偶者間のDV発生防止を図ります。	データDV予防教室の実施回数	-	10回	数値上昇型	12回 【8回（区立中学校数）】 (150%)	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対して「データDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデータDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対して「データDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデータDV予防出前講座を開催しました。	17回 【10回】 (170%)	区立中学校8校に加え、区内私立男子中・高でも実施。 区立中では新たに特別支援級で実施したほか、私立男子校では男子向けに深く学べるよう工夫するなど、それそれに合わせた内容で若年層へ広く周知啓発を促しました。	A	若年層において顕在化しているデータDVを、将来、配偶者間のDVにつながらないよう、区立中学校に対し「データDV予防教室」の実施拡大を図るほか、区内の中・高・大等へ、広くデータDV予防の必要性を周知していきます。		

具体的な取組			事業の概要					目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度					
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】		事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）		令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】		事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）
(2) 相談体制の充実と情報発信																						
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業（アシストしま）【再掲】	子ども若者課	様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。また、問題の重複化防止や状況改善を図ります。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。また、問題の重複化防止や状況改善を図ります。	①登録相談者数：250名 ②問題が重複化した状況で繋がり、継続支援になるケースが多い。	①登録相談者数 ②相談者の状況	①99人 ②問題が重複化した状況で繋がり、継続支援になるケースが多い。	①登録相談者数：250名 ②問題が重複化する前に、予防的に相談する人が増える。	①441人 【350人】 (176.4%) ②アシストおはなしでの相談は、全体件数のおよそ7割を占めている。	1学期、区立小中学生全員に「アシストしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシストカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシストおはなし）による予防的支援を継続するともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	①321人 【400人】 (80%) ②相談者数は減少しましたものの他機関との連携が必要なケースが多かった。	引き続き区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行いました。全体相談人数が約80人減少していることをうけ、不登校及びひきこもりに関する相談も減少しました。	B	相談内容は複雑化、複合化し多岐にわたります。相談者数だけでは成果を確認することが困難であるため、新計画では相談者数に加え、支援回数を評価の指標に追加します。			
		計画事業	206	福祉包括化推進会議の設置	福祉総務課	複合的な課題をもつ相談者に対する支援を複数課において一元的に実施する体制を作ることで意見交換の場をつくります。	複合化・複雑化する福祉ニーズに対してきめ細かに対応するため、区役所本庁舎4階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて府内連携を推進し、包括的な支援を実施していきます。	福祉包括化推進員部会の開催	-	12回	数値維持継続型	9回 【12回】	複合的な困難ケースに対し関係各課で情報共有し、連携をはかりながら適切な支援につなげました。令和5年度から重層的な支援体制整備事業が本格実施されましたことに伴い、福祉包括化推進会議および部会のあらかたについての検討を進めました。	B	引き続き、福祉包括化推進部会において、困難事例等の情報共有を踏まえ、適切な支援につなげています。また、未解決の困難ケースへの支援検討のみならず、多機関連携により適切な支援につながった成功事例も会議の中で共有し、府内全体の窓口職場のスキルアップにつなげていきます。	12回 【12回】	複合的な困難ケースに対し関係各課で情報共有し、連携をはかりながら適切な支援につなげました。また新規ケースの検討を行ったことから、事例検討件数が増加しています。	A	引き続き、福祉包括化推進部会において、困難事例等の情報共有を踏まえ、適切な支援につなげています。また福祉包括化推進会議については、適宜見直しを行い、要支援者を適切な支援に繋げられるよう取り組んでいます。			
		計画事業	207	健康相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	健康課題に合わせた予防や健康づくりを支援します。	「健康相談（保健・栄養）」、「女性のための専門相談」等予約制の相談のほか、電話による随時の健康相談を実施しています。	実施回数	-	34回（健康相談（保健・栄養）24回、女性のための専門相談10回）	数値維持継続型	34回 【34回】	予約制の健康相談を年間24回、女性のための健康相談を年間10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。	34回 【34回】	予約制の健康相談を年間24回、女性のための健康相談を年間10回、電話による随時の健康相談を実施しました。	A	継続して実施し、疾病予防や健康づくりを支援する相談体制を維持します。			
		計画事業	208	精神保健福祉相談	健康推進課 長崎健康相談所	こころの不調や病気について、適切に対処できるよう支援します。	こころの不調や病気について、あるいは家族の方からの相談を保健師が随時お受けしています。また、予約制で精神科医又は精神保健福祉相談士による専門相談を行っています。	実施回数	-	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回 【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	数値維持継続型	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回 【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	こころの不調や病気について、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しました。	A	継続して実施し、こころの不調や病気についての相談体制を維持します。	専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回 【専門医相談 18回 精神保健福祉士相談 12回】	こころの不調や病気について、予約制の精神科専門医による相談と、精神保健福祉士による家族相談を実施しました。また、電話等による随時の相談を実施しました。	A	継続して実施し、こころの不調や病気についての相談体制を維持します。			
		計画事業	209	消費生活相談事業	産業振興課	消費生活相談の充実を図り状況により弁護士による法律相談を実施します。	契約上のトラブル、悪質商法による被害等の相談を受けています。ヤミ金・サラ金などの多重債務に関することは、状況により弁護士の法律相談を案内しています。	相談事業の実施数 ①相談件数 ②ヤミサラ相談	-	①2,700件 ②25件	数値上昇型	①2,691件 【2,500件】 ②2件 【10件】	ホームページやSNS活用した情報発信をとともに、消費生活センターの受付時間を30分延長し、相談者の利便性向上に努めました	A	高齢者、若者を対象とした被害防止キャンペーンや多重債務特別相談の情報発信を行っており、消費者ホットライン「188」の周知を図りました。	①2,685件 【2,500件】 ②22件 【10件】	ホームページやSNS活用した情報発信をとともに、啓発グッズを作成して消費者ホットライン「188」の周知を図った	A	高齢者、若者を対象とした被害防止キャンペーンや多重債務特別相談の情報発信を行い、消費者ホットライン「188」の周知を含めた消費者相談の充実を図ります。			
		計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	1歳の誕生日に合わせて訪問が必要な支援を提供する。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	バースデー訪問件数	-	1,000件	数値維持継続型	1,201件 【950件】	バースデーサポート事業の実施で訪問希望者が増加した。	A	引き続きバースデーサポート事業として取り組み、未通園児の家庭の孤立化防止に務める。	1,057件 【1,000件】	バースデーサポート事業で給付される子育てクーポンの金額が増額されたため訪問希望者が増加しました。	A	引き続きバースデーサポート事業として取り組み、未通園児の家庭の孤立化防止に務めます。			
		計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数 （全小中学校30校）	-	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼します。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校は派遣人数・回数を2倍に、1校は3倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼します。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園における巡回相談			

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
①相談体制の充実と情報発信	困難を有する子ども・若者やその家族の相談体制を充実するとともに、情報が必要な方に届けます。 相談しやすい体制を整備するとともに、支援に関する情報発信を実施します。	計画事業	38 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、困難を有する子ども・若者やその家族への相談体制を充実させます。		虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②令和5年度中の開設【②50件】	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキップや中高生センタージャンプでのアートリーチ活動を行った。	A	①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発。 ②39件【50件】	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員はじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の救済や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持つとともに、相談室の周知を図る。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につなげます。アートリーチなどにも力を入れています。				
		計画事業	39 子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子ども自身や家族からの相談を受け、子どもの権利を守ります。		子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	- 20件	数値上昇型	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件【30件】	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生センターへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアートリーチなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めています。		
		計画事業	41 人権擁護委員相談事業【再掲】	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。		法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子ども対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を受け付けます。	-	-	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間休制の電話相談と対面相談を実施していく。	13件（電話11件、対面2件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました（相談件数は1件）。	A	24時間休制の電話相談と対面相談を実施していく。		
		計画事業	43 子どもに関する相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。		東西子ども家庭支援センターを中心とした相談を直接、電話、Eメールなどで受けています。	東西子ども家庭支援センター相談件数	-	13,000件	数値上昇型	16,102件【14,000件】	SNSでの発信を強化し、来館せず相談できることの周知につめた。	A	引き続き、様々な相談方法や来館せずに相談できることの周知につめ、気軽に相談しやすい施設を目指す。	8,952件【13,000件】(68.9%)	SNSでの発信を強化し、来館せずに相談できることの周知につめた。令和5年度からの相談件数の減少は、児童発達支援センターが開設したためこれまで計上していた児童発達支援事業分の発達相談件数が差し引かれたためです。	C	引き続き、様々な相談方法や来館せずに相談できることの周知につめ、気軽に相談しやすい施設を目指します。	
		計画事業	44 子どもからの専用電話相談【再掲】	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し子どもからの相談を受ける。		18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関するなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	-	10件	数値上昇型	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	15件【10件】	SOSカードを長期休暇前に区立小・中学校全児童に配付しフリーダイヤルの周知を継続しました。令和5年度からキャラクターを活用したSOSカードを作成し手に取りやすいものとし、子どもが利用する施設にも設置しました。フリーダイヤルの名称もなやミニフリーダイヤルとしました。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努めます。子どもの権利ノートに「児童福祉審議会へ意見表明の相談先」として記載します。	
		計画事業	45 子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。		配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導・援助を行います。	相談件数	-	14,000件	数値上昇型	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうわれている自立支援の強化に努める。どに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうわれている自立支援の強化に努める。どに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	10,910件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうわれている自立支援の強化に努める。どに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうわれている自立支援の強化に努める。どに困難な問題が多い外国人、若年妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	
		計画事業	60 乳幼児健康相談【再掲】	健康推進課長崎健康相談所	子育て家庭の健増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。		身近な区の施設等を会場として、乳幼児対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数	-	42回	数値維持継続型	48回【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	48回【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	
		計画事業	68 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減をはかります。		育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児との親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育ちを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	講座参加者数（地域組織化）	-	6,000人	-	5,565人【5,000人】	コロナ禍が落ち着き講座の定員を廻し実施、またオンライン予約の導入で参加しやすい状況を作ることができた。	A	引き続き、子育ての負担軽減につながる講座を企画開催し、子育て世帯の孤立化防止を目指す。	3,				